

[論点1 認証ADRの魅力を高めるための施策]

イ 認証ADRのさらなる拡充

認証ADRの魅力を高めていくために、現在、認証ADRが存在しない業種や地域等への働き掛け等を積極的に行うことについてどのように考えるか。

- ・ 認証ADR事業者の数は平成19年4月の制度開始後増加を続け、平成25年9月25日現在で125事業者となっており、取り扱う紛争の範囲についても、民事紛争全般のほか、製造物責任、土地境界、特定商取引、下請取引、ソフトウェア、労働問題、夫婦関係、事業再生、留学、医事紛争、ブランド品売買、不動産の価格、旅行・宿泊契約、知的財産、自転車事故に関するもの等さまざまな分野の認証ADRが誕生している。このように、多種多様な認証ADRが誕生している一方、未だ認証ADRが存在しない業種（注1）も多数あり、地域的な偏在もみられる。
- ・ 国民にとっての認証ADRの選択肢としての魅力を高めるためには、認証ADR事業者の種類や地域等について、さらなる拡充を図ることも考えられるところ、そのための働き掛け等を積極的に行うことについてどのように考えるか。

（注1）例えば、近時問題となっているインターネット、モバイル機器をめぐりトラブルや、レストラン、コンビニ等の店舗におけるトラブル、公的機関との民事上のトラブルを取り扱うADR等も考えられる。